

令和元年第3回大衡村議会臨時会会議録 第1号

令和元年11月12日（火曜日） 午後4時開会

出席議員（12名）

1番 小川 克也	2番 佐野 英俊	3番 石川 敏
4番 小川ひろみ	5番 赤間しづ江	6番 佐々木春樹
7番 文屋 裕男	8番 高橋 浩之	9番 遠藤 昌一
10番 佐々木金彌	11番 佐藤 貢	12番 細川 運一

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

村長	萩原 達雄	副村長	齋藤 一郎
教育長	庄子 明宏	総務課長	早坂 勝伸
企画財政課長	佐野 克彦	住民生活課長	金刺 隆司
税務課長	残間 文広	健康福祉課長	早坂紀美江
産業振興課長	渡邊 愛	都市建設課長	後藤 広之
教育次長	齋藤 浩		
教育学習課長	八巻利栄子	社会教育課長	大沼 善昭
村誌編纂室長	文屋 寛	会計管理者	齋藤 善弘

事務局出席職員氏名

事務局長 大友 末子 書記 和泉 文雄 書記 高橋 吉輝

議事日程（第1号）

令和元年11月12日（火曜日）午後4時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第46号 令和元年10月台風19号による災害被災者に対する村税の減免に関するもの

する条例の制定について

第 4 議案第47号 令和元年度大衡村一般会計予算の補正について

第 5 議案第48号 令和元年度大衡村下水道事業特別会計予算の補正について

本日の会議に付した事件

議事日程（第1号）と同じ

午後 4時00分 開会

議長（細川運一君） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しますので、これより
令和元年第3回大衡村議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（細川運一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、8番高橋浩之君、9番遠藤昌一君
を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（細川運一君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本件について、議会運営委員長に委員会の報告を求めます。佐々木春樹委員長、登壇願
います。

[議会運営委員長 佐々木春樹君 登壇]

議会運営委員長（佐々木春樹君） 本日招集されました令和元年第3回大衡村議会臨時会の運営
に関しまして、本日午後1時10分に議会運営委員会を開催しておりますので、その結果に
ついて報告いたします。

本臨時会に付議された案件は、村長提出案件が3件であります。内訳は、令和元年10月
台風19号による災害被災者に対する村税の減免に関する条例の制定について、令和元年度
大衡村一般会計予算の補正について、令和元年度大衡村下水道事業特別会計予算の補正に
ついてでございます。したがって、本臨時会の会期につきましては本日1日限りとすべき

と決したところであります。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

議長（細川運一君） お諮りをいたします。本臨時会の会期は、議会運営委員長報告のとおり本日1日限りとすることにご異議ありませんか。

[異議なし多数]

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日限りと決定をいたしました。

ここで、村長に招集の挨拶並びに提案理由の説明を求めます。村長、登壇願います。

[村長 萩原達雄君 登壇]

村長（萩原達雄君） 先ほどは、全員協議会、本当に皆様方大変ご苦労さまでございました。お疲れさまでございました。

それに引き続いてではありませんが、第3回臨時会の招集であります。皆様方には大変お忙しい中にもかかわらずご出席をいただきましたこと、厚く御礼を申し上げさせていただきます。

ここに、招集の挨拶並びに提案理由の説明をさせていただきます。

先月の台風19号や25日の低気圧による大雨により、長野県や福島、宮城において大雨が発生し、河川の氾濫や堤防の決壊が至るところで発生しております。24時間降水量では、神奈川県箱根町で942.5ミリ、県内においても丸森町で647.5ミリの降水量となるなど記録的な大雨となっております。このような降水量により、長野県の千曲川や下流の信濃川、福島と宮城を流れる阿武隈川などで堤防が決壊し、河川から大量の泥水が流入、広範囲にわたる浸水被害が発生し、多数の家屋が床上床下浸水となるなど大水害となっております。また、この大雨により県内においても19名のとうとい命が奪われており、犠牲となられました方々に対し衷心よりお悔やみを申し上げますとともに、被害を受けられた方々の一日も早い復興をお祈り申し上げる次第であります。

本村におきましても、住宅の床上床下浸水被害が18棟発生し、道路や河川の損壊、農地やため池の損壊などが多数発生しておりますので、今般臨時会を開催し村税の減免条例と災害復旧に係る補正予算のご可決をお願い申し上げるものであります。

以上、ご挨拶を申し上げましたが、本臨時会に提案いたしました案件は3件であります。

議案第46号は、被災された方々に対する村民税や固定資産税などの村税を減免するため、令和元年10月台風19号による災害被害者に対する村税の減免に関する条例を制定するもの

であります。

議案第47号は、令和元年度一般会計予算に2億300万円を追加するもので、歳入の主なものは土木費国庫補助金、繰入金及び村債の増額。歳出は災害対策費、農林施設災害復旧費及び公共土木施設災害復旧費の増額などであります。

議案第48号は、下水道事業特別会計予算に760万円を追加するもので、歳入は下水道事業負担金、国庫補助金及び村債の増額など。歳出は下水道管理費の増額であります。

以上、議案3件を提案いたしますので、原案どおりご可決を賜りますようにお願い申し上げ、招集の挨拶並びに提案理由の説明とさせていただきます。本日はよろしくお願い申し上げます。

日程第3 議案第46号 令和元年10月台風19号による災害被害者に対する村税の減免
に関する条例の制定について

議長（細川運一君） 日程第3、議案第46号、令和元年10月台風19号による災害被害者に対する村税の減免に関する条例の制定についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。税務課長。

税務課長（残間文広君） それでは、議案書の1ページをお開き願います。

議案第46号、令和元年10月台風19号による災害被害者に対する村税の減免に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

令和元年10月台風19号による災害被害者に対する村税の減免に関する条例を別紙のとおり制定する。

よって、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

制定理由ですが、今般の台風19号による被災者に対して、総務省より減免等の措置について適切に運営するよう通知があり、4年前の平成27年関東東北豪雨災害時と同様の村税の減免措置を講じるものであります。

条文につきましては議案第46号別紙でご説明いたしますので、議案書2ページをお開き願います。

第1条は条例の趣旨規定で、台風第19号による災害被害者の令和元年度分にかかる村民

税、固定資産税、国民健康保険税の軽減と免除をするものです。

第2条は村民税の減免に関する規定で、第1項は生活扶助を受けることとなったとき及び障害者となったときの減免割合を定めるもので、第2項は、3ページお願ひいたします、損害の程度区分が一部損壊、準半壊以上の場合における合計所得金額区分ごとの減免割合をそれぞれ定めるものです。

第3条は固定資産税の減免に関する規定で、第1号は土地の損害の程度区分ごとの減免割合を定めるもので、第2号は、4ページお願ひいたします、家屋の被害の程度区分ごとの減免割合を定めるもので、第3号は償却資産の損害の程度ごとの減免割合をそれぞれ定めるものです。

第4条は国民健康保険税の減免に関する規定で、第1項は生活扶助を受けることとなったとき及び障害者となったときの減免割合を定めたもので、第2項は、5ページお願ひいたします、村民税同様に損害の程度区分が一部損壊、準半壊以上の場合における合計所得金額区分ごとの減免割合をそれぞれ定めるものです。

第5条は減免の申請手続を定めるもので、申請期限は第2項において令和2年3月31日までと定めるものです。

第6条は減免の決定通知に関する規定です。6ページお願ひいたします。

第7条は減免の取り消しについて定めるものです。

第8条は委任規定で別途条例施行規則を定めることとしております。

施行期日は、公布の日から施行し、令和元年10月12日から適用するものです。

説明は以上です。よろしくご審議方お願ひいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ありませんか。小川ひろみ君。

4番（小川ひろみ君） ただいま課長から説明ありました、本村においての減免対象になる方々の把握はどのように捉えている、現段階で把握しているのかお尋ねいたします。

議長（細川運一君） 税務課長。

税務課長（残間文広君） 先ほど村長の招集の挨拶にもありましたとおり、床上床下被害に遭われた件数がございます。そのうち、罹災証明書上の損害の程度区分によって対象となるかどうかというものをこれから判断していくということでございます。

議長（細川運一君） 小川ひろみ君。

4番（小川ひろみ君） では、今のところ罹災証明の発行もないし、まず令和2年3月31日の期限ということですので、まだ今のところは対象もないし、村としてこれが対象になる

んではないかというのはないのかお尋ねいたします。

議長（細川運一君） 税務課長。

税務課長（残間文広君） 今後の周知の方法でございますけれども、広報紙あるいはホームページ上で周知する予定となっております。あわせて総務課のほうで罹災証明書発行でございますので、そちらにおいて一部損壊、準半壊以上であった場合にご連絡いただくような態勢で、税務課にお立ち寄りいただいて手続等説明をしていきたいというふうに考えてございます。

議長（細川運一君） 佐々木春樹君。

6番（佐々木春樹君） 質問事項は似ているんですけれども、村長の挨拶の中で18件の浸水なりがあったというふうに挨拶にありました。その18件の中で、やはり罹災証明、今まで申請がないということは、罹災証明のとり方とかそういったところから指導っていうんですか、お話ししていただかないと、なかなかこれに該当する方が申請しないで終わってしまっているというふうなことがあるんじゃないかなと思います。つけ加えて、4年前の災害の際にも同じように減免措置したかと思うんですけども、そのときはどんな状況だったのかあわせてお願ひします。

議長（細川運一君） 税務課長。

税務課長（残間文広君） 罹災証明書、今回の災害に対する周知の方法等につきましては今後総務課等と打ち合わせといいますか、検討していきたいというふうに思いますし、4年前におきましても被災世帯23件ほどあったというふうに聞いております。そのうち周知を図つて村民税、固定資産税、国民健康保険税の減免をそれぞれ手続をしていただいたということでございます。さらには、周知をいたしましたけれども申請をされないという方もおったというふうに聞いてございます。

議長（細川運一君） 総務課長。

総務課長（早坂勝伸君） 罹災証明の関係でありますけれども、災害ごみの処分の関係で既に2名の方、罹災証明をとっている方がございます。したがいまして、そういう方が今後該当するかどうかとも含めまして連絡をさせていただきたいというふうに思っているところであります。

議長（細川運一君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり） 質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[異議なし多数]

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第47号 令和元年度大衡村一般会計予算の補正について

議長（細川運一君） 日程第4、議案第47号、令和元年度大衡村一般会計予算の補正についてを議題といたします。

[議案は末尾に掲載]

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐野克彦君） それでは、議案第47号別紙でご説明申し上げます。1ページをお開き願いたいと思います。

令和元年度大衡村一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億300万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ49億4,675万7,000円とするものでございます。

第2条につきましては地方債の補正に関する規定でございます。4ページをお開き願いたいと思います。第2表でございます。地方債の補正でございます。今回は、台風19号の災害に係る公共土木災害復旧事業債に係る追加でございまして、4,130万円の限度額になるものでございます。

続きまして、歳入歳出予算について事項別明細でご説明申し上げます。7ページをお開き願いたいと思います。

まず、歳入でございます。

15款2項4目土木費国庫補助金6,236万4,000円の増でございます。台風19号災害による災害土木費補助金でございまして、補助対象事業費の66.7%を計上しているものでございます。補助率が66.7%ということでございます。

19款2項1目財政調整基金繰入金9,933万6,000円の増、歳入不足補填のための繰入金でございます。

22款1項3目災害復旧債4,130万円の増でございます。公共土木施設災害復旧債でございまして、補助分として3,110万円、単独分として1,020万円を計上しているものでございます。

続きまして歳出でございます。

7款4項3目下水道費16万6,000円の増、台風19号災害に係るマンホールポンプ場修繕工事に係る下水道会計の繰出金でございます。

8款1項4目災害対策費264万9,000円の増、台風19号時における職員の時間外勤務手当及び管理職員特別勤務手当の増額補正でございます。次のページをお開き願いたいと思います。

10款1項1目農林施設災害復旧総務費5,319万5,000円の増、これも台風19号災害に係る農林施設の災害復旧経費の計上でございます。3節時間外、7節賃金、11節需用費、14節使用料及び賃借料、16節原材料費はそれぞれ記載のとおり計上してございます。13節の委託料につきましては測量調査設計委託料、19節負担金補助及び交付金については記載のとおり農業用施設小災害復旧支援事業補助金を計上しているものでございます。

2項1目公共土木施設災害復旧総務費1億3,426万円の増、これも台風19号災害に係る公共土木施設災害の災害復旧経費の計上でございます。これも農林施設と同じように時間外、賃金、需用費、使用料及び賃借料、16節の原材料はそれぞれ記載のとおりの計上でございます。13節につきましても測量調査設計委託料、15節工事請負費につきましては補助分の道路9カ所、河川13カ所、災害復旧事業債としての起債分として道路11カ所、河川6カ所、その他単独分としての計上をしているものでございます。

13款1項1目予備費、1,273万円の増、調整によるものでございます。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。高橋浩之君。

8番（高橋浩之君） 先ほどの全員協議会におきまして、この台風19号被害に関するいろいろな質疑があったわけでございます。それに絡んで今回補正予算ということでございますけれども、先ほどの全員協議会でも議題となりました稲わらに関連して、またもう一つお伺いします。まず全員協議会で説明があった、基本的に農家がみずから処理をするという基本のことで、村がするべきところ、村が個人ができないというようなところに対する村側がどこまで処分に対してできるか、その辺の線引き、改めてお伺いします。

そしてさらにもう一つ、その処理した稲わらをどこに置くのかというのは、模田という先ほど説明がありましたけれども、それはもう既にそこに持つていいのか、期限はいつからなのか、そしていろいろ国からの補助というか補助金みたいな形で5,000円というような話があります、1立米当たり。それは例えば、何か記録をして写真を撮っておき

なさいということなんですかけれども、それは自分でやった本人だけの申請でいいのかどうか。それに対して行政側は、その補助金を出す関係上それに関与して確認する作業は必要ないのか、その辺の動きも説明願いたいと思います。

議長（細川運一君） 産業振興課長。

産業振興課長（渡邊 愛君） まず1点目の線引きの関係でございますが、これも改めてご説明をさせていただきますと、議員がお話しのとおり、原則といたしまして稲わらの処理については基本的に各農家の処理をお願いするものでございます。その各農家の処理が不可能な場合ということでお話しありました模田の村指定の集積場所にそれぞれ、この場合は廃棄物としての扱いということになりますけれども、農地へのすき込み等ができるないという場合につきましては、みずからもしくは各地域団体、業者等への委託なども含めまして集積所へ自己搬入をしていただくということにしております。なお、それでもさらに冠水等により他の圃場からの流入、堆積、散乱というものがございまして、個人で処理することが著しく困難であるという場合につきましては、村においてこれを収集運搬処分を行うこととするものでございます。

その区分、それぞれ自分が対象になる、自分のは対象にならない、いろいろな差が想定されるところでございますけれども、現時点の考え方でございますが、それぞれ我々村でも把握いたしますが、申し出、聞き取り等によりまして全体像を把握させていただきまして、なおかつ現地確認、調査、これは役場担当課、産業振興課さらには各地域の方々、例えば農業委員、最適化推進委員等ということも想定しておりますが、地域の事情に詳しい方々にも調査に加わっていただきまして、その上で確定をさせていただきました箇所を村において速やかに収集運搬処理をさせていただきたいというふうに考えているものでございます。

なお、模田の処分場への搬入につきましては、まだ今すぐ大丈夫だということではございませんけれども、各皆様方への周知等につきましてはチラシ、無線放送等を考えておりますけれども、条件が整い次第、そういうチラシ、無線放送等でいつから搬入してよろしいかということもお答えさせていただきたい、お知らせさせていただきたいというふうに考えているものでございます。

また、もう1点ありました5,000円の補助の関係でございますが、これにつきましても農林水産省で1立米当たり5,000円ということで金額的な提示、単価の提示は出ておりますけれども、具体的な要綱等がまだつくられていないというか示されていない状況でござ

いますので、それらの内容をさらに吟味する必要はございます。ただ、記録等につきましてもチラシを配布する段階でどこまでお示しできるかわかりませんけれども、国のほうから来ている資料によりましてもそれぞれ写真、搬入する際において記録等は必ず撮っておいていただきたいと。後の申請等にかかるものということでございますので撮っていたくように、こちらもチラシ等で周知を図りたいということで考えております。

なお、申請等につきましては、各地域の団体等が補助の団体というふうになりますけれども、当然それで村は知りませんよということではございませんので、しかるべき対応といいますか協力等をさせていただいて、スムーズな申請等ができるように、こちらも周知または相談等に随時応じていくように考えております。以上でございます。

議長（細川運一君）　高橋浩之君。

8番（高橋浩之君）　既に大和町なんかでは集積場所、廃棄物というような形で集積しているところがあるわけなんです。そういうところにはなんですかとも、やはり持っていくのはいいんですけども、そして個人で持っていくのはいいとしても、写真を撮るといつても必ずその写真を全て自己申告でいいのか。あと今ちょっとほかのところで問題になっているのが、そのときに稻わらだけだったらしいという問題があると思うんです。その他のいろんな災害ごみじゃない可能性もある、大衡村にはいないとは思いますけれども、そういう可能性もある中で完全に自己申告だけで対処していいのかどうか、その辺の考え方をお伺いします。

議長（細川運一君）　産業振興課長。

産業振興課長（渡邊　愛君）　その辺についても大変悩ましいところではございます。職員の配置等の体制の部分も当然ございます。現地搬入に際して連絡をいただくようになりますが、まだちょっと具体的にこれにしますということは、さらにチラシで配布する前に決定をしてお知らせしたいと思いますが、先ほどお話しいただいたとおり、心ない方の災害ごみ以外のものを持ち込むということがないとは思うんですけども、そういったある意味の監督といいますか、管理という部分は当然対応を考えなければならないというふうに現時点では認識しております。

議長（細川運一君）　高橋浩之君。

8番（高橋浩之君）　とにかく、もう間もなく雪の便りが来るような時期でございます。できる人はすぐにでもしたいわけなんですよ。ですから、検討する時間は必要ではあるとは理解しますけれども、本当に急いで搬入できる日程、そしてその対処の仕方、処分の仕方、本

本当に急いで周知徹底をしていただきたいと思いますけれども、その辺の考えをお伺いします。

議長（細川運一君） 産業振興課長。

産業振興課長（渡邊 愛君） 国とか県とかの動向等を把握しながらということで、若干他市町に比べますと出おくれた面があるのかなというふうに非常に反省しているところでございますので、それらを取り返すということではないんですが、なお速やかに対応して寒い季節、雪等も視野に入ってくるところでございますので、早急に対応させていただくということにさせていただきたいと思います。

議長（細川運一君） 佐々木金彌君。

10番（佐々木金彌君） 10款の農林施設災害という名称で入っていますけれども、今回の台風19号の被害ということで、あるいは大雨の被害ということでお伺いします。公共土木のほうは村でやるという考え方方はわかります。ただ、先ほど全協での説明の中で住民の方々と、また私も考えてわからないのは青線ですね。いわゆる普通の河川というか、いわゆる排水路になっているところ、それがもう稻刈りが終わる前に水は農家には引いてないんですよ。だけれども、生活排水と一緒にになって今回の大雨などでは、何というんですか、まさにかかるっているものがバーンと、グレーチングですか、あれが上げられるほどになって、そして周囲がえぐれて農地に入っているというような場合ですね、こういったものについても個人の農地に上がったものは個人でやってくださいというのはちょっとおかしいかなと思うんで、ひとつ聞きたいというのが1つでございます。

それからですね、導水路と農地の区分というのはそういったものだろうと思いますけれども、また業者に頼む、これは重機、畦畔なんかが壊れたものについては、個人の田んぼなので個人で写真なりあるいは見積もりをとってくださいというのはわかります。そういう場合に、重機でやるものについては業者から見積もりが出ますけれども、重機を使つたらいいかそれとも人力でやれるものについての、そういうものの見積もりも一緒に入れてやるべきかどうかという点が2番目でございます。結局、修復が大きいところとちっちゃいところをまぜて出すという個人負担が生じることですが、1番目にお伺いしたのも村の負担と個人の負担との差、これは金額が大きくなるとかなり違ってくるんですよね。そういうことで前にあったものですから、その点をお伺いしたいというふうに思います。とりあえずまず、一問一答でないので、もっとあるんですけども、とりあえずそのことからお伺いします。

議長（細川運一君） 産業振興課長。

産業振興課長（渡邊 愛君） ご質問いただいたところですけれども、一律どのようにという答えは大変難しいのかなというふうに思っております。それぞれの個々の状況等を把握しながら、現場等も確認しながら判断をさせていただきたいというふうに考えております。

議長（細川運一君） 佐々木金彌君。

10番（佐々木金彌君） 村で被害状況を見たということで200カ所なりの、導水路を入れると300カ所近くですね、そういったものが先ほど示されましたけれども、これから農地等の取りまとめを申請してもらうということだったんですが、この何といいますか、評価といえばおかしいんですけども、そういったものについては職員だけでは対応できないので、先ほどの話だといわゆる農業委員なりそういった方々にご協力を願うような話と思ったんですが、そういった意味でこれから期間内に出たものについて対処するのかどうかと。また、国からの補助金もあるんでしょうけれども、村長は前にも村で、とにかく対象にならないものも村で出すんだよという、そういう配慮をなさいました。今回もその方向だと聞いたので、それについてのお考えを伺います。

議長（細川運一君） 産業振興課長。

産業振興課長（渡邊 愛君） まず、先ほどの各委員等の協力の関係でございますが、今回の災害状況の一時的な把握につきましてもご存じかと思いますが、行政区長を初め農業委員、最適化推進委員の協力を得て早急な取りまとめをさせていただいたと、ご協力をいただいたということでございます。今ご指摘の、それぞれの個々の状況に応じましても各地域等での農業委員、最適化推進委員、よく地域の状況も把握されているということもございますので、ご協力をいただきながらそういった箇所の確認、再確認という形になりますけれども、具体的な確認等を行っていきたいというふうに考えております。

それから、2つ目のことにも関連しまして、そういったことで農業委員、最適化推進委員等各地区の方々のご協力を得ましてできるだけ、先ほどのご意見にありましたとおり前回同様幅を広く見て、とにかく農地の復旧等を、小規模のものについても村の補助金の中で対応してまいりたいというふうに考えているものでございます。

議長（細川運一君） 佐々木金彌君。

10番（佐々木金彌君） 今、区長とかの協力を得て調べたんだという話でございました。ただ、一般住民にすれば、先ほど全協でも話に出ましたが、説明会、こういったところを見てるんだよということが、住民にとっては私のところの田んぼは見てもらったのかと、あるいは

は水路と兼ねているけれどもこれはどういうふうに評価しているのかということは全然わからない状態だろうと思います。私も聞かれて自分たち以外で見ても、それは村で見たのとは違うんですよということですので、そういった説明といえばおかしいですけれどもね、やっぱり知らしめる機会がないのかなということがひとつ心配なんです。だから全員出してくれというのはわかるんで、早目にやろうかなということで私どもも呼びかけはしているんですけども、その辺をこれからも、やっぱり地区についてひどいところなどはやってもらったほうがいいんじゃないかなという。それが親切なんじゃないかなという思います。チラシ1個でいつまで出してくださいと言われても、先ほどのお話じゃないですけれども対応できない人間が写真撮るのも、業者頼むといったって業者、工期延期願を出すくらいに今忙しい状態で、まして大規模災害ですのでそちら側にも引っ張られているという現状を見ると、私ども農家は何ぼでも早く、小さいところは自分たちでもしたいという気持ちがあると思います。でないと、や何かでも大変なんだということですね、その辺の考慮を村で責任を持って補助しますよという感覚を、ひとつお示しをいただくようには私は希望するのですが、その辺はいかがでしょうか。

議長（細川運一君） 産業振興課長。

産業振興課長（渡邊 愛君） できるだけ早く皆様方に周知をしたいということで、早急にということでチラシを配らせていただいたところですけれども、大変今おっしゃられたようなご意見等もいただいているところでございます。なかなか地区単位でということでの説明会は大変難しいのかなというふうには思っておりますが、村全体といいますかそういった形での説明会の開催をしたい、できれば開催させていただきたいなということで考えております。おっしゃられたとおり一日も早くということで、自分たちでやりたいという方々のありがたい気持ちを村としても最大限に尊重して、早く復旧ができるようにサポートといいますか、村としてもやってまいりたいというふうに考えているものでございます。

議長（細川運一君） 佐々木春樹君。

6番（佐々木春樹君） 課長の今の答弁の中で、全部は難しいけれども1カ所なり2カ所で説明会をしたいような話でしたけれども、国の方針がまだ決まらないので足踏みしているとか、せっかく村でいい感じというか、村の補助はすばらしいのに全然利用できないというのがもったいないので、チラシをつくったり状況を把握したりするのであれば、やっぱり現場を把握しているわけですから、例えば持足地区ではこのくらいの被害になっているからその人たちを集めてちょっと説明しますとか、大瓜ではこうなっているのでちょっと説明し

ますというふうにして、村としてはこういう方針で今進んでいるからこういう動きがとれませんですかとか、そういったところの説明なり相談会というもののはうが先に行ったほうがスムーズではないのかなと。

それから、稻わらの仮置き場にしても、不法投棄などされたときにやっぱり困るわけですよね。であれば、カメラを設置するとか、出入りするのは何時から何時というふうに決めると、その決め方も村だけで決めるのではなくて、やっぱり実際に運搬する方または個人でやろうとしている方の意見を取り入れながらやるべきではないかと思うので、いろんなものが要綱が固まったから説明というよりも、やっぱり現場に行ってこんな状況だというふうなことで、そういう被害に遭っている方々と話をすべきでないかと思うんですけれども、その辺の考えはどうですか。

議長（細川運一君） 産業振興課長。

産業振興課長（渡邊 愛君） ご指摘、今いただきましたとおり、国等の方針が出ていないという状況には変わりはありませんけれども、今回ご説明させていただいたというところではそれらも踏まえますけれども、村として先行的に取り組んでいくという考え方からご説明をさせていただいたところでございます。説明会等のお話が出ましたけれども、議員のご意見等も踏まえて進めてまいりたいというふうに考えております。各地区の皆さんとの把握にはお話が必要ですので、そういった点も踏まえて説明会、相談会、それぞれ個別に事象はそれぞれ違いますので、それに丁寧に対応した形で取り組んでまいりたいというふうに思っております。

議長（細川運一君） 文屋裕男君。

7番（文屋裕男君） 今、皆さんるるご質問なさっておりました。私も同じような気持ちで聞いておったわけなんですけれども、先ほどもお話ししましたけれどもいろんな面で不都合の人たちがいっぱいいます。こうした中で区長の配布の中に、今回の被害に遭った方々に対して写真あるいは見積書を持って11月何日だかちょっと忘れましたけれども、それまで出してくださいというチラシが参りました。それを見た途端に私は、本当にこれ対応できるのかなと思ったんです。それでお聞きしたいんですけども、その締め切り期間、その期間を延長する気持ちがあるかどうか、そしてそのおくれてくる人たちをどれくらい救済していくかと思っているのか、その辺をお聞きしたいと思います。

議長（細川運一君） 産業振興課長。

産業振興課長（渡邊 愛君） まず、受け付けの期間ということでございますけれども、あくま

で状況の把握という面で、ある程度今月の何日ということで切らせていただきましたけれども、そこで受け付けを終了するという考えは私としては持っておりません。それぞれの個々の状況等もありまして、今のように写真が撮れない、出せない、なかなか村に持つてこられない、いろんなご意見をいただいております。そういうたものに一つ一つ、先ほど来お話ししております各地区の代表となる方々のご協力等もいただきながら、また我々もそういったことで対応しながら、できるだけ村民の方々の補助金の要請といいますか、申請に対応させていただきたいと思っております。なお、参考までに申し上げますけれども、前回の同様の補助金につきましても繰り越しをさせていただいて、翌年度においても交付決定をさせていただいた例もございますので、これに倣った対応という形になっていくものと考えております。

議長（細川運一君） 文屋裕男君。

7番（文屋裕男君） 確かに年度を超えて申請をして前回は認めていただいたということも、私たちのところにもございました。それは確かにです。それで先ほど来より言われておるんですけども、その対応しかねる被災者の方、その人たちを救うために農業委員あるいは最適化委員、それに区長にお願いしてというお話があったんですけれども、その希望を、これまで私たちはできませんけれどもどうしたらいいいでしょうかという相談、本人からではなくとも誰かを通じてきたとか、そういうところというのがあるかどうか。そして、もしあったのならば、そこに対するこれから対応の仕方ですね。先ほど来より行って説明するということもあると思いますし、またその区長や農業委員、最適化委員、そういう方々にお願いするということもあると思うんですけども、その辺早くするために、スピーディーにやるためににはどのようにやつたらいいかということをお考えでしょうか。その辺をお伺いしたいと思います。

議長（細川運一君） 産業振興課長。

産業振興課長（渡邊 愛君） 対応に、そういうたなかなか高齢とか体が不自由だとか、ここでの写真が撮れない等の事情等は個々にあると思います。村として一律、写真はこちらで撮りますからというわけにもいかないものですから、それぞれに対しまして個々に対応させていただきたい。そういうた中の一つとして農業委員等の力も、まだお願いはしておりませんけれどもご協力をいただくなり、担当課、産業振興課としましてもフットワークを軽くしまして、そういうた皆様方のできるだけきめ細やかに一つ一つに、なかなか人数も限られておりますけれども、最大限対応させていただきたいなど、そういう気持ちで考えてお

るところでございます。（「相談あったのかどうか」「相談あった件数」の声あり）

議長（細川運一君） 答弁漏れでございます。産業振興課長。

産業振興課長（渡邊 愛君） 大変失礼いたしました。それぞれのご意見等で出ておりますけれども、私そのものとしては窓口等でそういったお話は、現時点では把握しておりません。ただ、業者等に見積もりをお願いしましたら、なかなか忙しいので難しいですと、見積もりを出すのがまず難しい、お願いされてもなかなか時間がかかりますよというお話をされたという方のご意見はいただいているところでございます。

議長（細川運一君） 佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） 補正予算です。稻わら、農林施設災害復旧費の関係で、重複する点がありますけれども、課長説明で対応のおくれ、村としての対応のおくれという説明がありましたが、実際当事者はどうしたらいよいのか困っている、待っている、そういう方々が大勢いるのが事実かと思われます。国の方針等もまだ明確でないという説明もありましたが、きのうあたり11日、農水省絡みでの説明やらはあったのではないですか。まず、課長、1点目。

議長（細川運一君） 産業振興課長。

産業振興課長（渡邊 愛君） 昨日もありましたし、県主催、県でも環境サイド、農政サイドさらには農林水産省、東北農政局主催等々の会議等に出席をして情報収集をしているところでございますが、現時点でまだそういった金額等の提示はされておりますが、それらの根拠となる要綱等がまだ整備をされていないという説明を受けているところでございます。

議長（細川運一君） 佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） 金額については明確でないという部分はあるかと思いますが、ほかの町におきましては見切り発車をしている、先ほどもそのような質問がありましたけれども、やはりスピーディーに処理するという、おくれを取り戻すといいますかそういう必要性もあると思うわけであります。ぜひ村長としてのその辺、村としての総体的な考え方をひとつ伺いたいと思います。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 皆さんの思いは共通されていると。私どももその思いは同じであります、発災当時からすぐに各地区の区長を筆頭に、農業委員そしてまた農地利用最適化推進委員の方々にすぐ連絡して、そして被害の状況を各地区のを報告するようにというふうに指示したところでもありました。その後、水害によって生じた稻わら、これが非常にまだ圃場

に残されたままだということあります。それをどのように村として撤去といいますか、集積あるいはどのように処理するのかということの中で、これまでの課長の答弁のとおりであります。少し出おくれたという言い方は果たしてどうなのかよくわかりませんけれども、災害の程度にもよりますから、その稻わらについても例えば大和町あるいは大郷、鹿島台等々に比するとそんなに、そんなにといつてもその人にとっては大変なものであるというふうに思いますが、相対的にはその量が比較するほどの量ではないということは私も視察に行ってまいりました。大和、大郷そして鹿島台と。そして行った場合にそういうことを実感してきたわけでありますから、我々もそのことを目の当たりにしながら、村として農水省の補助等それから村の補助、これも活用してそして撤去したいというふうに思いますし、さらには環境省の災害等廃棄物処理補助金、こういったものを活用してぜひ何といいますか、地権者といいますか、農家の方々にご迷惑のかからないようなそんな方策で進めてまいりたいと、このように思っているところでありますので、今後さらに急速にスピードアップを図ってまいりたいと、このように思っているところであります。

議長（細川運一君） 佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） 村長がおっしゃるとおり、下流流域、大和、大崎市に比較すれば確かに大衡はそのとおりかと思います。しかし大衡村内におきましても、当然下流流域に位置する衡下、それなりに問題を抱えておる方々が大勢いらっしゃいます。ぜひ力を村として総力を挙げて、国のほうで要綱等明確な部分がまだとは申せ、出た場合にはすぐ動けるような態勢をとっていただきたいなという要望を申し上げ、終わらせていただきます。

議長（細川運一君） 答弁は。（「必要ないです」の声あり） 村長。

村長（萩原達雄君） 先日も県の町村会の要望がありまして、県庁に行っていろいろとそういったことの要望を団体としてやってまいりました。そんな中でさっきも申し上げましたが、この環境省そして農水省の補助活用、こういったものがありますので、先行してどうぞ処分をしてくださいと、各市町村のほうでそういう話もありましたので、ですからそういったことで我々も早速取り組んでまいらなきやならないと、このように思っているところであります。

あとそれから、その稻わらですが、環境管理センター、吉田にあります、そこで焼却処分をすることになっております。災害の稻わらですね。そういった方向で進んでおりますけれども、環境管理センターの焼却施設の能力ですね、キャパ、これが日当たり10トン。普通のごみも焼却しながら、その分、10トン分しか災害ごみは処分できない

ということですから、全体がどの程度の量があるのか、大郷、大和を含めてどの程度あるものかそれが示され、大体想像を示されたわけですが、何千トンというくらいあるわけですから、焼却についてもかなりの時間を要するということです。そういうことで、大衡の稻わらも一時仮置きということで、楓田の場所に積み上げておくということが、今現状ではそういう手はずで進めようとしておるところでございます。

議長（細川運一君）ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君）異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

会議時間が迫っておりますけれども、日程第5を終了するまで会議時間を延長したいと思ひますけれども、これにご異議はございませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君）異議なしと認めます。

日程第5 議案第48号 令和元年度大衡村下水道事業特別会計予算の補正について

議長（細川運一君）日程第5、議案第48号、令和元年度大衡村下水道事業特別会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君）本案の説明を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君）それでは、議案第48号別紙でご説明を申し上げます。

令和元年度大衡村下水道事業特別会計予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条は歳入歳出予算の補正についてでございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ760万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,990万円とするものでございます。

第2条は地方債の補正についてでございます。4ページをお願いいたします。第2表地方債の補正についてでございます。災害復旧事業債の限度額として110万円を追加するものでございます。

続きまして、事項別明細書でご説明申し上げます。7ページをお願いいたします。

まず、歳入についてでございます。

1款1項1目下水道事業負担金126万5,000円の増です。工事負担金といたしまして、大和町からの負担金、負担割合2分の1で算定をしております。

3款1項1目下水道事業国庫補助金506万9,000円の増です。補助対象事業費760万円に対しまして補助率66.7%で算定したものでございます。

4款1項1目一般会計繰入金16万6,000円。

7款1項2目災害復旧事業債110万円。こちらは、補助対象事業費から国庫補助金並びに大和町からの負担金を差し引いたものに充当するものでございます。

続きまして8ページ、歳出でございます。

1款1項2目管渠管理費760万円の増です。12節役務費10万円は被災証明にかかる手数料、15節工事請負費750万円は糸繰ポンプ場の操作盤の災害復旧にかかる工事請負費となっております。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了をいたしました。

これをもちまして、令和元年第3回大衡村議会臨時会を閉会といたします。

大変お疲れさまでございました。

午後 5時01分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和　　年　　月　　日

大衡村議会議長

署名議員

署名議員